

令和 8 年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導

指定障害福祉サービス事業者等に対する 指摘・指導事項について

福島県社会福祉課（事業所監査担当）

令和 8 年 6 月

I 事業者が守るべき基準

II～V 制度改革事項（経過措置終了・減算）

VI 指摘・指導事項について

はじめに①

**近年、行政処分となった不適切な事案が
複数発生しています！！**

事例1 指定障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、短期入所）
効力の一部停止（6か月）

- 人格尊重義務違反（入所者へ身体的虐待・ネグレクト）
- 関係法令違反（障害者虐待防止法違反）

はじめに②

⚠ 虐待は、絶対にあってはならない行為です！！

⚠ 虐待が疑われる行為を発見した場合は速やかに市町村へ通報！！

⚠ 事業者として虐待を防止するための取り組みを行ってください。

- ・虐待防止委員会の開催
- ・研修の実施
- ・担当者の設置

はじめに③

**近年、行政処分となった不適切な事案が
複数発生しています！！**

事例2 放課後等デイサービス

指定取消

- 人員基準違反
- 不正請求
- 不正の手段による指定
- 運営基準違反
- 監査における虚偽報告

はじめに④

各事業者においては、

- ① 人員、設備、運営基準に則った人員の配置、事業所の運営を行っているか。
- ② 正しい報酬請求が行われているか。

を常に確認してください。

I 事業者が守るべき基準等①

基準を遵守し、適正な事業所運営、
報酬請求を行ってください！

【根拠法令】

種別	法令
指定障害福祉サービス等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（ 障害者総合支援法 ）（平成17年11月7日法律第123号）
指定障害児通所支援等	児童福祉法 （昭和22年法律第164号）

I 事業者が守るべき基準等②

【人員・設備・運営に関する基準】

区分	基準	解釈通知（厚生労働省）
障害福祉サービス	福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第90号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
障害児通所支援	福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第88号）	児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
障害者支援施設	福島県指定障害者支援施設の人員、設備、運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第91号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第21号）
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第22号）

I 事業者が守るべき基準等③

【費用の額（報酬）の算定に関する基準】

区分	基準	留意事項（厚生労働省通知）
障害福祉サービス 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）	同上
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）	同上
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

その他、厚生労働告示、各種通知、Q&A 等

Ⅱ 令和3年度経過措置終了について

以下の項目については、経過措置期間が終了しました。

全て義務化されていますので、未実施の項目は**速やかに対応してください。**

項目	内容	対象	義務化開始
1 身体拘束等適正化に関する措置	① 委員会の開催・周知 ② 指針の整備 ③ 研修の実施	就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援を除くサービス	令和4年度から ★減算
2 虐待の防止に関する措置	① 委員会の開催・周知 ② 研修の実施 ③ 虐待防止担当者の設置	全サービス	令和4年度から ★減算
3 職場におけるハラスメントに関する措置	① 方針の明確化、周知・啓発 ② 相談体制の整備	全サービス	令和4年度から
4 感染症対策に係る措置	① 委員会の開催 ② 指針の整備 ③ 研修の実施 ④ 訓練の実施	全サービス	令和6年度から
5 業務継続計画の策定等	① 業務継続計画の策定 ② 研修の実施 ③ 訓練の実施	全サービス	令和6年度から ★減算

身体拘束等適正化に関する措置①

1 身体拘束適正化検討委員会

- 身体拘束適正化検討委員会を少なくとも年1回開催している。
- 身体拘束適正化検討委員会の開催結果を従業者に周知している。

2 身体拘束等の適正化のための指針

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備している。
- 身体拘束等の適正化のための指針に必要な項目が記載されている。
 - ① 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - ② 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ⑤ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - ⑥ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - ⑦ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑧ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等適正化に関する措置②

3 身体拘束等適正化のための研修の実施

- 身体拘束等適正化のための研修を年1回以上実施している。

※ 委員会や研修の実施については、記録を作成すること！

4 身体拘束等の記録

緊急やむを得ない場合で身体拘束を行う場合は、その理由等を記録している。

- ※ 切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてその三つの要件の確認等の手続きを行ったか

虐待の防止に関する措置①

1 虐待防止委員会

- 虐待防止委員会を少なくとも年1回開催している。
- 虐待防止委員会の開催結果を従業者に周知している。

2 虐待の防止のための研修の実施

- 虐待の防止のための研修を年1回以上実施している。

※ 委員会や研修の実施については、記録を作成すること！

3 虐待の防止のための担当者の配置

- 虐待防止のための措置を実施するための担当者を置いている。

虐待の防止に関する措置②

4 虐待防止のための指針

※ 指針の作成は義務ではありませんが、作成することが望ましいとされています。

・ 指針に定める項目

- ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本指針
- ⑥ 利用者等に関する当該指針の閲覧に関する基本指針
- ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のための必要な基本方針

◆ 運営規程への記載

- 虐待の防止のための措置について以下の項目を運営規程に記載している。
 - 虐待の防止に関する担当者の選定
 - 成年後見制度の利用支援
 - 苦情解決体制の整備
 - 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること

職場におけるハラスメントに関する措置

1 ハラスメントの内容・方針の明確化

- 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発している

2 適切に対応するために必要な体制の整備

- ハラスメント相談に対応する担当者や窓口を定め、従業員に周知している

※ 事業者が講じることが望ましい取り組み

パワーハラスメント指針においては、顧客からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、望ましい取り組みの例として、以下の内容が規定されている。

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- 被害防止のための取組
(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

感染症対策に関する措置

1 感染対策委員会

- 感染対策委員会を定期的（※² 3か月又は6か月ごと）に開催している。
- 感染対策委員会の開催結果を従業者に周知している。

2 指針の整備

- 指針を作成している。
- 指針には 平常時の対策、発生時の対応 が定められている。

3 研修・訓練の実施

- 研修を定期的（※² 年1回又は年2回）に実施している。
- 訓練（シミュレーション）を定期的に（※² 年1回又は年2回）実施している。
- 実施した研修・訓練について記録をしている。

※ 委員会や研修、訓練の実施については、記録を作成すること！

※² サービス種別による

業務継続計画に関する措置

1 業務継続計画の策定

- 感染症に係る業務継続計画を策定している。
 - ・記載項目（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立）
- 災害に係る業務継続計画を策定している。
 - ・記載項目（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携）
- 作成後は定期的な見直し、必要に応じた変更を行っている。

2 計画の周知、研修・訓練の実施

- 業務継続計画について従業者に周知している。
- 研修を年1回以上実施している。
- 訓練（シミュレーション）を年1回以上実施している。
- 実施した研修・訓練について記録をしている。

参考資料

令和3年度の制度改正関係については、厚生労働省のホームページに参考資料が掲載されています。
作成に当たっての参考にしてください。

1 業務継続計画関係

自然災害発生時の業務継続ガイドライン・BCPひな形

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン・BCPひな形

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

2 感染症対策関係

感染症対策マニュアル・感染対策指針作成の手引き

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

3 虐待防止・身体拘束等適正化関係

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 等

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

4 ハラスメント関係

「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」等

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html)

Ⅲ 令和5年度経過措置終了について①

令和5年度制度改正で実施することとなった項目の経過措置が終了しました。
未対応の事業所は速やかに実施してください。

1 自動車を運行する場合の所在の確認

- ① 所在確認（対象：障害児通所支援事業所、障害児入所施設）
事業所の通所、事業所外の活動等のために自動車を運行するときは、乗車・降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認すること。

- ② 安全装置の義務付け【令和6年度から義務化】
（対象：児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）
児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（安全装置）を装備し、当該装置を用いて降車時の児童の所在の確認をすること。

【対象車】

送迎に利用する自動車で座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車。

※自動車の状態においては、対象外となる場合あり。

Ⅲ 令和5年度経過措置終了について②

※ 設置する安全装置については、国交省が定めているガイドラインに適合したものである必要があります。

当該安全装置については、こども家庭庁ホームページで公表されています。

(URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list>)

※ 所在確認の取組については、「安全管理マニュアル（こどものバス送迎・安全徹底マニュアル）」を参考にしてください。こども家庭庁ホームページで公表されています。

(URL : https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri)

Ⅲ 令和5年度経過措置終了について③

2 安全計画の策定等（対象：全ての障害児通所事業所）

① 安全計画の策定

事業所ごとに安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置をとること。

② 従業者に対する周知、研修及び訓練の実施

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

③ 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

④ 定期的な安全計画の見直し・変更

定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

【経過措置】

令和6年3月31日まで。令和6年度から義務化。

【参考】こども家庭庁「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和5年7月4日付事務連絡）」

IV 令和6年度経過措置終了について①

令和6年度制度改正で実施することとなった項目の経過措置が終了しました。
未対応の事業所は速やかに実施してください。

1 地域との連携等（対象：共同生活援助、障害者支援施設）

① 地域連携推進会議の開催

おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議を開催すること。
記録を作成し、公表すること。

② 事業所の見学

おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所内を見学する機会を設けること。

※ サービスの質に係る外部評価及び当該評価の公表を実施している場合は、
①②の措置に代えることができる。

③ 協議会等への報告（日中サービス支援型指定共同生活援助のみ）

協議会等に対し、定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けること。

【地域連携推進会議】

利用者及びその家族、地域住民の代表者、事業について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会。効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的とする。

IV 令和6年度経過措置終了について②

2 支援プログラム（対象：児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 支援プログラムを策定し、インターネット等で公表すること
- 公表方法及び公表内容は県に届け出ること。

【支援プログラム】

5 領域との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画

V 令和6年度制度改正（減算）について①

令和6年度の制度改正において、新たに減算規定が定められました。

【変更】

◆ 身体拘束廃止未実施減算

令和6年度においては減算率が変更。

- ・ 1日5単位 ⇒ 所定単位の10%又は1%（サービス種別による）

○ 身体拘束適正化に関する基準を満たしていない場合、報酬が減算となる。

- ① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催していない場合
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない場合

V 令和6年度制度改正（減算）について②

【新設】

◆ 虐待防止措置未実施減算

減算率 所定単位の1%（全サービス）

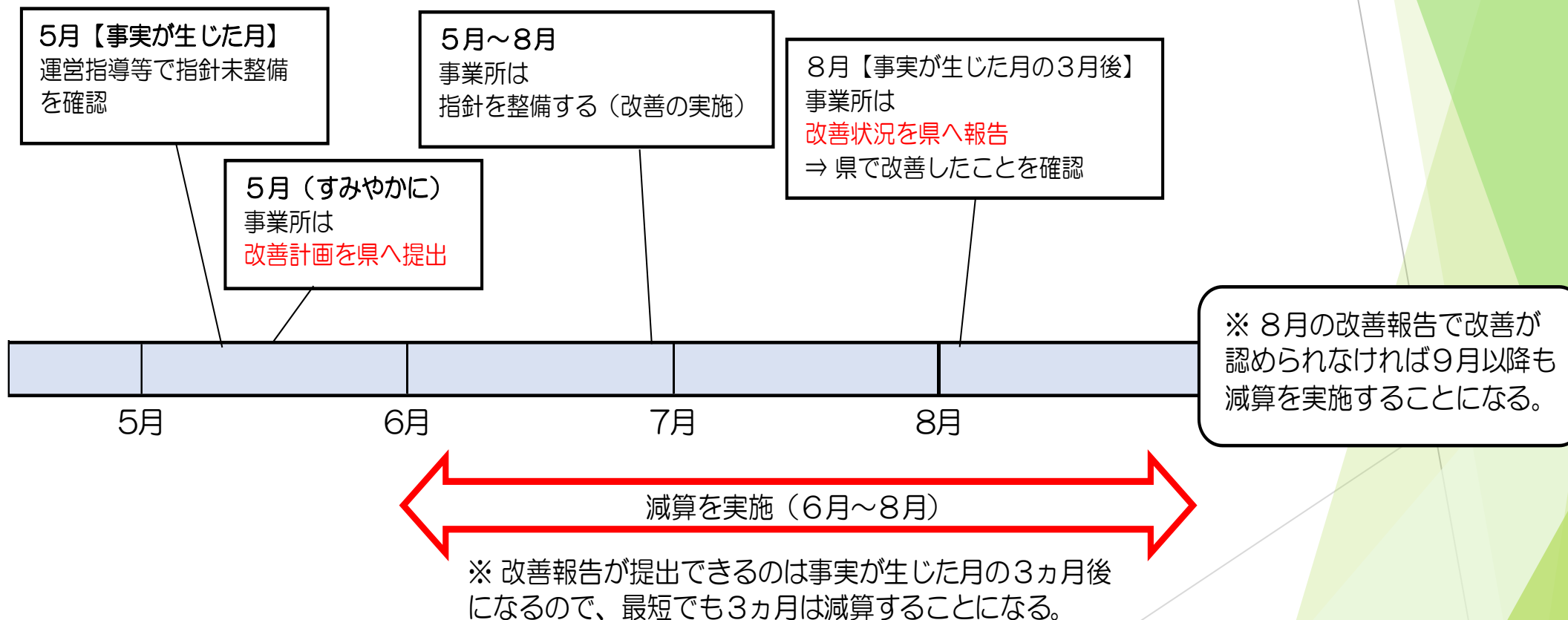
○ 虐待防止に関する基準を満たしていない場合、報酬が減算となる。

- ① 虐待防止委員会を年1回以上開催していない場合
- ② 虐待防止のための研修を年1回以上実施していない場合
- ③ 虐待防止措置を実施するための担当者を配置していない場合

V 令和6年度制度改正（減算）について③

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間
利用者全員について所定単位数から減算されます。

例：身体拘束適正化のための指針を整備していない



V 令和6年度制度改正（減算）について④

【新設】

◆ 業務継続計画未策定減算

減算率 所定単位の3%又は1%（サービス種別による）

○ 以下の基準を満たしていない場合、報酬が減算となる。

- ① 業務継続計画の策定（災害、感染症いずれも）
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

VI 指摘・指導事項について

- これまでの実地指導等で指摘・指導した項目のうち各事業者に留意していただきたい事例をまとめました。
 - 同様の事例が確認された場合は、**速やかに改善**をおこなってください。
 - 基準等で定められているものは「**すべて記録を残す**」ということが重要となります。
- △ 研修や委員会等について実施したことが「**書面上確認できない**」という事案が散見されます！！

1. 従業者の員数

【指摘・指導事項】

- 常勤職員の配置が必要な職種について、常勤の職員が配置されていない。
 - 必要とされる員数が確保されていない。
 - ・ 従業者の病気休暇により人員が不足している。
 - ・ 従業者が常勤換算で必要数配置されていない。 等
 - 保育士・児童指導員をサービス提供時間を通じて配置していない。（障害児通所）
 - 利用児童数に対して必要とされる保育士・児童指導員を配置していない。（障害児通所）
- ◇ 毎月において、常に人員基準が満たされているかの確認を行ってください。
- ◇ やむを得ず人員欠如が発生した場合は、所定の減算を適用するとともに速やかに人員の確保に努めてください。

2. 運営規程

【指摘・指導事項】

- 記載すべき項目※が記載されていない。
※サービス種別ごとに異なります。
- 運営規程 と 重要事項説明書 の記載内容に相違がある。
- 記載内容 と 実態 が相違している。（営業日、営業時間など）
- 「虐待の防止のための措置に関する事項」が記載されていない。
 - ア 虐待の防止に関する担当者の選定
 - イ 成年後見制度の利用支援
 - ウ 苦情解決体制の整備
 - エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - オ 虐待防止委員会の設置等に関すること

3. 内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）

【指摘・指導事項】

- 記載すべき項目が記載されていない。
 - ア 運営規程の概要
 - イ 事故発生時の対応
 - ウ 苦情処理の体制
 - エ 第三者評価の実施状況（地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援除く。）
 - ※エについては実施していない場合も「実施なし」と記載すること
- 実態や運営規定の内容に合わせて記載内容を修正していない。
- 記載内容に変更があったことについて同意を得ていない。

4. サービスの提供の記録

【指摘・指導事項】

- サービス提供記録に記載した内容について、利用者から確認を受けていない。
- サービス提供記録の利用者からの確認を1ヵ月分まとめて行っている。
- ✓ サービスを提供の都度、サービス提供日、内容その他必要な事項を記録してください。
- ✓ 記録した内容について利用者（保護者）から確認を得てください。
- ✓ 療養介護、施設入所支援、共同生活援助については、必要事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、後日一括して記録することも差し支えありません。

5. 利用者負担額等の受領

【指摘・指導事項】

- 利用者から定額で受領している食費等の精算を行っていない。（共同生活援助）
- ✓ 定額で受領している場合は、定期的な精算を行ってください。
- ✓ 食材料費、日用品費等で支払いを受けた費用を他の費用に流用しないでください。
- ✓ 関係帳票、帳簿を整備し、費用の内訳や積算根拠を明らかにしてください。

※ 共同生活援助事業所の食材料費については、

令和5年度中に他県で**過大徴収**が発生し問題となっています。

※ 令和6年度の制度改正でも、解釈通知において取扱い（適正な管理、精算・残金の返還対応等、利用者への説明）について追加されていますので、確認の上、引き続き適正な管理を行ってください。

6. 個別支援計画の作成（1）

【指摘・指導事項】

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、計画相談支援を除く

- 個別支援計画を作成していない。
 - 新規利用者の個別支援計画作成が遅れている。
 - 計画の見直しを6月（3月）以上経過した後に行っている。
 - 事業所内の従業者に計画原案について意見を求めている。
 - 個別支援計画について文書で利用者に同意を得ていない。
 - アセスメント、モニタリング、担当者会議の記録がない。
-
- ✓ サービスの提供は個別支援計画に基づいて行うこととなっています。
 - ✓ 基準に定められた一連の手順に沿って、個別支援計画を適切に作成する必要があります。
 - ✓ 計画を作成せずサービスを行った場合や、決められた一連の業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となります。

6. 個別支援計画の作成（2）

◆個別支援計画作成ができるまでの一連の流れ ※ ①～⑥については、実施した際に必ず記録を残してください。

① アセスメント

利用者やその家族と面談し、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握をします。



② 個別支援計画原案の作成

サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題を検討し、原案を作成します。



③ 個別支援会議

サービス管理責任者は、利用者の生活への意向等を確認するとともに、個別支援計画の原案について事業所の処遇職員等と話し合い、計画を固めます。
※利用者の同席が必要【改正（障害者）】



④ 利用者及び家族への説明・同意・交付

サービス管理責任者は、会議で決定した計画内容を利用者及び家族に説明し、文書で同意を得ます。作成した計画は利用者及び相談支援事業所へ交付します。



⑤ 個別支援計画に基づくサービスの実施

個別支援計画に基づき、利用者に対してサービスを提供します。



⑥ 計画の見直し

モニタリングを通して、**6か月（3か月）ごとに計画の見直しを行い**、必要に応じて利用者の特性やニーズに合った計画に変更していく必要があります。計画を変更する場合は②から④の手順により変更を行います。

7. 非常災害対策

【指摘・指導事項】

- 避難訓練を実施していない、避難訓練を実施した記録を作成していない。
 - 避難確保計画を作成していない。
 - 避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない。
 - 避難確保計画や避難訓練の実施結果について該当市町村へ報告していない。
-
- ✓ 事業者は計画や連絡体制を整備し従業員に周知するとともに、必要な訓練を実施しなければなりません。
 - ✓ 訓練を実施した際は必ず実施記録を作成してください。
(実施日、参加者、実施内容、実施結果 等)
 - ✓ 避難確保計画の対象となっている事業所（要配慮者利用施設）にあっては、計画の作成、避難訓練の実施、市町村への報告が必要となるので、適切に対応してください。

8. 勤務体制の確保等

【指摘・指導事項】

- 従業員の勤務体制が定められていない。
 - 従業員の兼務体制が明確に確認できない。
 - 法人代表の従業員としての勤務状況（勤務日、勤務時間等）に関する記録が作成されておらず確認できない。
 - ハラスメント防止に係る方針や相談窓口が従業員へ周知されていない。
-
- ✓ 事業者は事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかなければなりません。
 - ✓ 月ごとに作成する勤務表には、勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を記載する必要があります。
 - ✓ 法人の代表者で従業員として勤務している場合は、人員基準の確認のため、従業員としての勤務状況がわかる書類（出勤簿等）を整備してください。
 - ✓ ハラスメント防止に係る方針や相談窓口等を定め、従業員へ周知しなければなりません。

9. 工賃の支払い等（就労系サービス）

【指摘・指導事項】

- 工賃の目標水準、前年度の平均工賃額を利用者へ通知していない。
 - 工賃が生産活動収入から必要経費を除いた額に相当する金額となっていない。
 - 就労支援事業に係る会計書類を作成していない。
-
- ✓ 生産活動の収入から必要経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか明確にするため、事業所が実施している就労支援事業について会計処理基準に基づき会計処理を行う必要があります。
 - ✓ 就労支援事業の会計書類の作成については、基準・ガイドライン等が定められていますのでそれらを参考にし、整備してください。
 - ✓ 工賃（賃金）の支払いに自立支援給付費を充てることはできません。

10. 事故発生時の対応

【指摘・指導事項】

- 事故報告のための様式を整備していない。
- 事故の状況や再発防止策について従業者へ周知していない。
- ✓ 事故対応マニュアルの作成は義務ではありませんが、事故が発生した際にスムーズに対応できるよう作成のうえ従業者への周知に努めてください。
- ✓ 事故が起きた際の記録（報告）様式を整備してください。
- ✓ 再発防止策については、同じ事故を繰り返さないためにも、従業者へ確実に周知してください。

報酬算定基準（1）

指摘・指導事例

項目	内容
欠席時対応加算	・記録に記載すべき内容に漏れがある。
食事提供体制加算	・利用者ごとの摂食量の記録が漏れている ・体重又はBMIの記録をしていない
送迎加算 I	・毎月において、1回の送迎につき、平均10人（または定員の100分の50）以上の利用者が利用しているかの確認をしていない。
入院・外泊時加算	・1週間に1回以上の支援を行っていない、または、記録がない
児童指導員等加配加算 （専門的支援体制加算）	・算定区分の要件を満たす従業員が加配されていない
延長支援加算	・通所支援計画に延長支援時間等が適切に位置付けられていない
福祉・介護職員等処遇改善加算	・処遇改善計画を従業者へ周知していない。
個別支援計画未作成減算	△ 令和7年度においても、いくつかの事業所に対して減算の指導を行いました。
人員欠如減算	
身体拘束廃止未実施減算	
虐待防止措置未実施減算	
業務継続計画未策定減算	

報酬算定基準（2）

- サービス提供の実績に応じた報酬請求を行ってください。
 - ※ 複数の職員によるチェック体制の確保が望ましい
- 各種加算については、算定要件を満たしているかの確認を行ってください。
- 算定の根拠となる各種記録については、適切に整備してください。
 - ※ 根拠となる記録がない場合、過誤調整を指導する場合がある

ご視聴ありがとうございました。

今後も、法令等を遵守し、適切な事業所運営をしていただくようお願いいたします。